

14.5
29

調査報告第九十二號 (昭和九年七月二十三日)

英印比率問題の歴史的背景

(コンGRESの轉向と實現の可能性)

横濱正金銀行調査課



始



14.5-29

英印比率問題の歴史的背景

(コンGRESの轉向と實現の可能性)

同銀行寄贈本

海老原竹之助稿



一九三〇年は印度にとりて多事多難な年であり、吾々も相當に記憶せねばならぬ年である。ガンヂーが鹽專賣法を破り「死を恐るゝものは巡禮に出でよ 富めるものは移住せよ」と叫んで小數の義勇兵と共にダニレに於て鹽の製造に着手し官憲と熾烈なる抗争をした年である、同時にガンヂーが孟買に War Council と云ふものを組織して本據となし孟買紡績の支援を受けて猛烈なる排英排貨に揮身の智腦を絞つた年である。

經濟的自治なければ政治的自治は何物でもない、經濟的に自主獨立する事が政治的自立を完成する所以であると云ふのが彼等の信条である。だから同年、暮れの議會で日本綿布に對する最初の五分關稅問題が上程せられた時、コンGRES派の議員は猛烈に反對したのである。國產受用の見地からは凡ての外國品に關稅を課し印度紡績を擁護するのは良

い、しかし何が爲めに日本品に對し英國綿布に五分の特惠を與ふるか云ふのが其議論の基調であつたのである。現在コンGRES派の一方の重鎮であるバンデット、マラビヤ氏が印度に居る吾々から非常な日本最負である様に尊敬せられて居る所以のものは主として其時の英貨特惠反對、従つて日本品擁護の一大演説をなしたによる、而して其容れられざ

るや部下の黨員と共に憤然として議場を退去し自ら議員をやめて了つたのである、其時労働派のチマンラル氏も同じ手段を取つた、即ちコングレス派が議會ポイコットを斷行したのもこの年である。

しかし吾々が最も記憶しなければならぬ事は同年四月二十二日から五月五日迄に孟買クロニクル紙上に於て所謂ガンヂーの最小限度の十一ヶ條の要求なるものを發表し（之れは三月二日附を以てアーウィン總督に提出したもの）其中の第二項に於て英印比率を一志四片に引下ぐべしと要求して居る事である。

勿論吾々はガンヂーの要求や、コングレス派の主張が直ちにそのまゝ現政府に容れられるとは思つて居ない、恐らく過去三年間のウエルリンドン政策から云へばコングレスの要求なるが故に却つて之を排撃すると云ふ傾向さへ見へる。

然し其間に於ても英印比率問題は一九三一年（九月に英國が金輸出禁止をする直前）にも起つた、一年を越へて一九三三年の秋、準備銀行案が議會に上程せられた時も朝野の議論沸騰して現實の相場は一志五片四分の三迄崩落し、一時は比率の改定、目睫の間に迫つて居るとさへ思はしめて居る。要するにコングレスが主動者となり、其機關を通じて煽動し所謂印度の輿論なるものを作つて居るからだとすればコングレスの議論も悔るべからずである。

然らば印度の比率問題は何が故にそんなに根強いのか、これには印度には四十年來の歴史的背景があるからである。其間に一志四片が英印間の常態的比率であると云ふ觀念を自ら民衆の間に醸成し來つたによる。歴史的背景のある場合吾々の信念は一層強くなる、それが無智なる民衆である場合、一旦植付けられた觀念は中々にぬけない。

そこで英印比率問題の歴史的背景に一瞥を與へたる後、最近に於けるコングレスの轉向を議會進入問題に及び、將來の實現可能性に關する私見を述べて見たいと思ふ。

(二)

一八三五年に印度は銀單本位制になつたのであるが、それ以來銀價連年の續落に逢つて英印爲替は絶へざる變動に悩まされ、一八九〇年頃に至るや民論は漸く金本位の採用に熱狂するに至り、一八九二年遂にハーシエル委員會の任命を見るに至つたのであるが、（一八六六年のマンズフィールド委員會の事は余り古いから省略す）其委員會の主たる目的が如何に英印爲替を安定せしむべきかにあつた事は論を俟たない、當時の國論は頗る盛んであつて其論ずる所も亦多岐に涉つて居たが其沸然として混亂せる議論の中に自ら明かなるものは左の三點であつた。

- 一、爲替の下落は通貨としての銀貨が過多なる事
- 二、従つて印度政府は銀貨の自由鑄造を廢止すべき事
- 三、更に一步を進めて金本位制を採用すべき事

而して同年五月には民間にジェームス、マツケニー氏を會長とする印度通貨協會なるものが設立せられて上記同様の決議をなし、翌年一月英國下院に提出したる金本位採用に關する請願書には一萬一千七百八十八人の署名を以てしたのである。

ハーシエル委員會の報告は大体に於てこの民論を容れ、爲替に關しては金の提出者には政府は一志四片の割合を以て留比銀貨を交付すべき事を建議したのである、英國政府は悉く其提案を採用し一八九三年六月廿六日附を以て

金の提出者には一志四片の割合即ち純金七四三三四グリーン（トロイ）に對して一留比を與ふべく、ソペレ

ンは十五留比、半ソペレインは七留比半の銀貨と交換せらるべき事を公布したのである。

然し同時に留比銀貨の鑄造を廢止した事は數年ならずして遂に印度に通貨飢饉を招くの原因となつた、即ち一八九七年に至りては政府の銀準備僅かに三千萬留比となり、市場金利は一割三分より二割四分となり、公債其他の確實なる有價證券を以てしても銀行からは全く融通が得られない有様となつたのである。

人は印度を謎の國と云ふ、或人は「驚きの國」とさへ云つて居る。銀貨の過多に苦しんで居た印度は銀貨の自由鑄造を廢止して僅かに四年、今度は通貨飢饉に苦しみ初めたのである。而して其主なる原因は云ふ迄もなく印度人の傳統的習性である現金死藏の風習によるものであるが、それは兎に角、已に四十年前より英印一志四片は彼等の理想であつたのである。

茲に於て英國政府は一八九八年ヘンリー、ファウラー氏を委員長とする幣制調査委員會を任命し、(一)金銀複本位制を採用すべきや(二)再び銀單本位制に復歸すべきや(三)又は金貨の流通せざる金貨國たらしむべきや(四)或は直ちに金本位制を採用すべきや等の問題を講究せしめたのである。同委員會は先づ當時沸騰して來た鑄造所を再開して銀貨の自由鑄造を行ふべしと云ふ議論に對し慎重の研究を試み、次いで現行制度を變更したる場合には英印爲替の比率を如何に決定すべきやの問題に多大の注意を拂つたのであるが然し同時にこの複雑した問題に對して初め一定の目標を立て、進んだのである。其目標と云ふのは印度が將來に於て當然到達すべき制度たる金本位、金貨の自由鑄造及金貨の流通等であつたのである。

茲にマドラス銀行の重役にリンゼーと云ふ人が居た、數年來印度爲替の不安を解決するものは一つに金爲替本位制の採用にありとなし(一)印度には金の流通を必要とせざるが故に悉く保有する金を倫敦に蓄積して以て金兌換の準備となし、(二)印度内に留比銀貨が過多となり、爲替の下落せる場合は留貨を印度で拂込む者に對しては倫敦に於て金を與へ(三)反之、印度内に留貨の縮少を來して爲替の昂騰を招いた場合には倫敦に於て金を拂込むものに對し、印度に於て留貨を拂出し以て爲替の昂騰を防ぐべしと主張したのである。不幸にしてこの説は全部當局の容るゝ所とならず、僅かに一八九八年の金紙幣法(Gold Note Act)となりて(倫敦に於て金を拂込んだ者に對し印度に於て留比紙幣を與ふ)一部分の採用を見たるのみにして、ファウラー委員會の如きも之に賛成せず、而かも斯くの如き偏頗な金紙幣法は却つて印度に於ける留比準備を減少せしむる原因となる事にさへ氣付かなかつたのである。

ファウラー委員會は一八九九年に至りて報告書を發表し、左の五個條の提案をした。

- (一) 英貨ソペレインを法貨とする事
- (二) 銀貨の無制限鑄造を禁止する間、金貨の自由鑄造を行ふ事
- (三) 留比銀貨と英貨一磅の比率を一志四片とする事
- (四) 英貨一磅を提出する者には銀貨十五留比を與ふるも十五留比を提出する者には必ずしも一磅を與ふる義務を負はざる事
- (五) 留比銀貨鑄造上の利益を以て特別積立金を作る事

以上の提案は悉く政府の採用する所となり、直ちに全國を通じて金貨を通貨たらしめんとする實行的手段を採るに至

つたのである。

先づ第一に着手したものは金貨の輸入であつた、金準備の充分なるもの無くしては之を實行する事が出来ないからである。而して一九〇〇年一月迄に凡そ五百萬磅の金貨が蓄積せられた時に政府は通貨局に對して兌換券の提出者にして金貨の受取を拒まざる者に對しては可成く金貨を與ふべしと命令し、郵便局其他の官廳に對しては可成一般公衆に金貨の流通を強ふべしと通告したのである。

然しながら時は未だ金貨流通論者には有利でなかつた、一日四安乃至八安の賃銀を得て生活して居るものには半磅又は一磅の金貨は通貨としては余りに不便であつたのみならず、一九〇〇年は不幸にして飢饉年であつた爲めに銀貨に對する需要はあれども金貨に對する需要は日々に減じて行つた。即ち金貨論者の主張は全く公衆の裏切る形となつた許りでなく一旦拂出した金貨は日ならずして歸來し、之れに比例して政府の銀準備は益々減少を告げ同年二月末には僅かに五千萬留比となつたのである。然るに其當時の紙幣發行高は二億七千萬留比であつた爲めに同年四月十一日に至りてはカルカッタの本金庫に於てさへも之が兌換を行ふ能はず、カウンポアに於ては銀紙の間に十六分の七パーセントの打歩となり、紙幣に對する信用地に墜ちたのみならず、金貨さへも多きは一磅に對し四安の割引を以て銀貨と交換せらるゝに至つたのである。

人間の習性は實に恐ろしい程根強いものである、又群衆心理は時に全く理智の判斷を許さない程愚かなものである。聰明なる金貨論者の高遠な理想も今この兩者の爲めに根底より破壊せらるゝに至つたのである。例令飢饉と云ふ天災が此勢を助長したのだとは云へ一般公衆の無理解が其主因たる事は疑の余地はない。

政府の權威もこの事實の前には如何ともする事は出来なかつた。銀準備の激減を見た政府は茲に狼狽して銀塊の買入に着手し、三月より六月迄の間に二百萬磅の銀塊を買入れ、六月末迄に六千五百萬留比の銀貨を鑄造して漸く兌換の危機より免かれたのである。

而してこのファウラー委員會の事業に就てはこの外に論ずべきものがある、例へば同委員會が創設した金本位準備積立の如きは現行制度の運用と密接の關係があり、其増減移動は印度現在の金融にも多大の關係を有して居るのであるがそれは他の機會に譲り、茲には同委員會の目標も亦、英印一志四片の安定についた事を特記するに止めて置く。

兎角する中に一九〇七——八年の恐慌が印度洋の南西から吹いて來るモンスーンと共に印度に襲來して來た。直接原因は一九〇七年のモンスーンの不順にあつた、黃麻不作の報によりてカウンシルビルに對する需要頗に減じ、八月に入りて一志四片となつた英印爲替は、小麥耕作地方に於ける降雨不足の報によりて益々軟化し、同年九月のカウンシルビル賣出高は一九〇五年九月の三千九百萬留比、一九〇六年の三千四百萬留比に對して僅かに千九百萬留比に減少するに至つたのである。

時しも米國に起つた恐慌は更に印度の景氣を惡化し、十一月に入りて米國の恐慌益々惡化して頂點に達するや歐洲諸國の金準備に動搖を來さんとする形勢となり、英蘭銀行は利上して六分とした。この倫敦金融の緊縮と印度輸出の減退とは益々カウンシルビルの需要を減じ、十一月六日迄に僅かに三百萬留比を賣出せしのみにして其後の五週間は全く需要を見るに至らなかつたのである。茲に於て英印爲替は

一九〇七年十一月十三日

1/31³

” ” 二十五日

1/31⁴

と崩落し来りし爲め、印度省は已むを得ず倫敦に於ける準備中より取敢へず百萬磅を拂下げ、更に十二月六日にも百萬磅同十二日にも五十萬磅拂下げて辛うじて 1/32³ に落付けるを得たのである。

去らぬだに喧騒を極めて居た世評が此等の變動と不安とに逢つて更に喧騒を極むるに至つたのは自然の勢であつたが、然し民論の大勢は失敗の記憶尙ほ新たなる金本位の採用及金貨の流通に傾いて居たのである。蓋し金本位以外にこの不斷の動搖を防ぎ得る方法はないと考へらるゝに至つたからである。政府當局も亦金本位を以て印度の近き將來に到達すべき理想なりとし、一九一〇年の豫算演説に於て、時の財務長官「カストン」氏も之を明言して民意の容れらるゝも遠きにあらずとなしたのである。

英國の對印政策は何事も「委員會」である、事を急激に運ぶ事を好んで居ない。茲に於て印度省は又たも委員會を任命して最後の決定を之れに委すべしと云ふ常用手段を提議し、印度政府は之れに反對し、前二回の委員會に於て已に議論は盡きて居ると主張したが容れられず、一九一三年「オーステン、チェムバーレン」を委員長とする委員會の任命を見たのである。其調査事項の主なるもの左の如し。

- 一、印度政府の貸借勘定問題
- 二、カウンスル、ビル問題
- 三、金本位準備金問題

四、紙幣準備金問題

五、留比の交換價格調節問題（英、印、比率問題）

六、印度省財政組織並に取扱方法に關する問題

同委員會は會すること三十四回、参考人として意見を徴したる人の數三十三人、一九一四年二月廿四日附を以て其報告書を發表したのであるが英印比率問題に就ては前回同様一志四片を以て其安定の標準としたのである。

然るに歐洲大戰の勃發によりて同委員會の提案は（一）英印爲替の維持（二）金本位準備金中に於ける銀準備の減少（三）紙幣の兌換に利便を與ふる等以外は多く實行を見るに至らなかつたのである。即ち一九一五年十月に二十三片四分の三の銀塊相場が一九一九年五月十日迄に五十八片（年平均）迄騰貴して來た爲め、印度省は「*Times*」のカウンスル（電信）を

- 一九一七年八月廿九日に一志五片に
- 一九一八年四月十二日に一志六片に

引上げたのであるが市場に於ける實際相場は

一九一三—四年	(一年平均)	一六、〇七〇
一九一四—五年	(”)	一六、〇〇四
一九一五—六年	(”)	一六、〇八七
一九一六—七年	(”)	一六、一四八
一九一七—八年	(”)	一六、五三二

一九一八—一九年	(一年平均)	一七、五四四
一九一九年四月	(一ヶ月平均)	一六、九〇六
一九一九年五月	(")	一八、五五三
一九一九年六月	(")	一九、五四〇

と云ふ昂騰を示して来たのである。茲に於て一九一九年五月三十日バビントン、スミスを委員長とする第四委員會の任命を見たのである。

一九二〇年二月二日同委員會が發表したる提案左の如し。

- (一) ソーベレンとの交換率を十留比とする事
- (二) 印度紙幣條令及鑄造條令を改正してソーベレンの法定價格を十留比とする事
- (三) ソーベレンに對し十五留比を與ふると云ふ現行制度を撤廢する事

而して印度省は同日附布告を以て金建二志に改定したのである。

先きのチェムバーレン委員會の提案は戦争の勃發によりて實行が出来なかつたが、今回のスミス委員會の提案は莫大の輸出超過を續けて来た印度が戦争の終結と共に入超に轉じて来た爲めに又たも無茶苦茶にされて了つたのである。即ち連年の出超によりて肥滿して居た印度には相當に購買力があつたに引換へ世界的不景氣の襲來によりて印度の農作物に對する外部の需要が激減し、貿易差額決済の爲めに逆カウンスルに對する需要が轟然として起り之れに投機的需要も加はり毎週賣出の百萬磅乃至二百萬磅に對する申込は常に倍加するの盛況となり、政府は已むなく一九二〇年六月廿四日以後賣出の逆カウンスル相場を金建二志を離れて英貨二志に改定したが然かも尙ほ需要止まず、自然倫敦に於ける印

度省資金も激減して英貨二志をも維持する能はざるに至り、窮余の一策として一九二〇年九月廿八日の百萬磅を最後として全然其賣出を停止するに至つたのである。

今年一月から九月廿八日迄に賣出したる逆カウンスルの總計を計算すれば實に五千五百萬磅の巨額に達し而かも之を以てして英印爲替を安定せしむる能はず、日々に低落の一路を辿らしめたる上に、其賣出停止以後は更に慘憺たる崩落となり、一九二一年三月に至りては遂に一志二片八分の七てう未曾有の低位に落込んで了つたのである。

其後印度の經濟状態が幾分回復するに連れ貿易も出超となり、爲替も一志四片附近に恢復し來つたが未だに安定は望まれず金建二志への復歸は夢想だも出来ない有様となり、スミス委員會の努力は全く徒勞に歸したのみならず、金建二志は一片の空文と化し去つたのである。

爾來一九二四年迄に漸時騰貴して市場相場は一志六片臺となつた、爲めにする所ある政府筋のマニピュレーションによるものであらう、其後二年にして一九二六年有名なる幣制改革案が發表せられたのである。之れに關しては山本恒男君の「印度新幣制案を中心として」を参照せられたく、今更に蛇足を附加するの必要を見ないが世界の銀價を暴落せしめた點、英印比率を一志六片と提案した點に於て吾人の忘るべからざる改革案である。

翌年春の議會で本案が論議せられた時、比率問題で印度上下の議論が沸騰した事は未だ世人の記憶に新たな所である。印度政府は飽く迄も原案一志六片の通過に努力し、民間側の議員は一志四片を固執して降らず、双方共中間灰色議員の引込みに狂奔したのであるが、政府の運動遂に効を奏し三月十五日僅かに一票の差を以て原案可決となつたのである。民論の憤慨は一方ならず、之れに怨を含んで翌年春の議會に於ける準備銀行案でゴテツキ、遂に政府をして該案を

撤回せしむるの已なきに至らしめたのである。

當時の議長は昨年オーストリアで客死したパテル氏であつた、彼れは कांग्रेस 派の議員であつたが衆望を負うて議長に撰ばるゝや、自ら कांग्रेस より脱籍して頗る公平なる議長振りを發揮した相である。しかし一九二八年二月十九日準備銀行案の討議中議會の技術的手續問題（當時の新聞によれば政府は原案を其儘として置きながら新たに同一問題に關する新案を出した爲め議會は之を討議せずと云ふにある由）の爲めに遂に政府をして該案を撤回せしむるに至らしめたなどは比率問題に關する怨を晴らすと同時に कांग्रेस の色彩も相當に發揮したものと見られる。

斯くて英印比率は現在まで一志六片を維持して來て居るのであるが、（一）銀塊が暴騰した一九一七年後の數年と（二）一九二七年の決定以後、以外の印度四十年の比率史を見れば歴代政府の方針も、又市場の實際相場も大体に於て一志四片を目標として居た事を明かにし得る。この歴史的背景が印度人の頭から脱けず、財務長官の百萬言の説明も彼等を首肯せしむるに至らず、最近に已に二回、而して將來も何回となく比率問題の蒸し返しを行はしむべき根強い根據となつて居るのである。

（三）

一九三〇年ガンヂーが悲壯な決心を以て不服従抗争を指揮した事は本篇の初めに書いた通りである。其結果遂に前ア・ヴィン總督との間には一種の妥協まで成立するに至つたのであるが、現總督ウェルリンドン卿の政策は彈壓又彈壓であつて折角倫敦の第二回圓卓會議にまで招請せられたガンヂーは一九三二年正月、歸國するや否や忽ち投獄せられて了

つたのである。爾來幾度か牢屋へ這つたり出たり、同志と共に苦難の歲月を送つたのであるが彈壓は益々熾烈となり、投獄せらるゝもの何百千なるを知らず、 कांग्रेस は手も足も出ない迄になり、不服従抗争がテロリズムと化して世は全く不安に襲はるゝに至つたのであるがガンヂーも感ずる所あり、これ以上同志を苦しめるに忍びず、遂に衆團の不服従抗争を撤回して自己犠牲の個人的不服従抗争となし、今は政治を離れて専らハリシヤン（賤民救濟運動）に憂身をやつす事となつた。

然し之を以て直ちに कांग्रेस の敗北と見るのは早計である、一九一九年の印度政府令 (The Government of India Act) 以來、將に新憲法を發布して印度人の政治的活動に更に一步を進めしめんとするに至つたのは何と云つても कांग्रेस の功績に歸せねばならぬ。其中の印度人の手に警察權を引渡すと云ふ一項を取つて見ても英國政府としては實に大なる且つ好ましからざる讓歩である。

कांग्रेस は勿論新憲法案に賛成するものではない、彼等の希望は更に大きくして廣い、然し良かれ悪かれ、満足すると否とに拘らず、近く其新憲法案が印度議會に上程せらるべき形勢となつては彼等は袖手傍觀して居る譯には行かない。過去數年の不服従抗争が効奏しなかつたとしても希望を放棄する事は出来ない、而してこの經驗から得たものは再度の議會進入問題である、一旦議會をポイコットして非常手段に訴へたものゝ之れは必ずしも目的を貫徹し得る所以ではない、現在の情勢では政府の重要法案は悉く其思ふがまゝに議會を通過する、之れでは駄目だと云ふ觀念が自ら彼等の間に醸成せられて來たのである。

そこで數ヶ月間の議論の末、本年四月デリーに於て開催せられた कांग्रेस 領袖會議に於てスワラヂ黨の再設立が全

會一致を以て成立し、當時パトナに居たガンヂーの承認と支持とを得て急遽五月初旬のランチに於ける全印コングレス委員會の開催となり、近く解散せらるべき印度議會の改選に當り、コングレスの旗下に議席を争ふ事と決定したのである。

政治家は物事に拘泥しない、コングレスとしては實に一大轉向である。其結果、果して幾何の議席を得らるゝかは未だ不明であるが現有勢力から見ても相當の数は得られるものとの一般の觀測である。而して之れが從來のハリシン、ゴアを黨首とする五十名の國民黨と提携して果してどの程度に政府に肉薄し得るや、之れ亦全く豫測を許さないが侮る事も亦危険である。殊にコングレスは相當多數の新聞を有して居る、又腰弱の日和見議員の多い事も印度政界の特徴である、彼等は民論強しと見れば年來の主張をも捨て、直ちに民論につく。其處に印度政界の危険が存在する。

扱て昨年の比率問題は九月、準備銀行案の通過と共に一段落を告げたが誰も之を以て永久的決定と見て居るものはない、準備銀行が株式を募集し、役員も決定して開店する頃となれば議會の形成も略定まるであらう。其時こそコングレス派は新鋭の氣を懷にして又たも比率問題を蒸返すに至るであらうと思はれる。

(四)

上來論じた印度特有の比率問題以外、最近世界の數國が實行した不況切抜策としての平價切下げは印度に於ける平價切下論者に一層有力なる口實を興ふるに至つて居る、數年來貿易不振の印度が昨今僅かに其均衡を維持して居るのは過去二年半に十八億留比に近い金の輸出を行つて居るからである。昨年の商品貿易尻は一昨年比して稍好轉したとは云

へ、彼の莫大なる英本國への送金必要額を掩ふには足らず、農作物の市價低落、海外の需要減には困りぬいて居る。其間、日本が爲替の低落によりて海外に一大進出を試みて居る事も益々彼等の信念を強からしめる事となつて居る。

斯くて英印比率問題は今後も機會ある毎に蒸返され、改選後の議會に於けるコングレスの勢力如何によりては案外早く一志四片の實現を見るかも知れないと思ふのである。(一九三四年五月二十二日、マラッカ沖にて)

終

